

医療法人社団 誠仁会 介護老人保健施設よいち通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団誠仁会が開設する介護老人保健施設よいち（以下「事業所」という。）が行う通所リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要支援状態又は要介護状態にある利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者が要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう努める。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って事業の提供に努める。

3 事業所は明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めた運営を為す。

(事業所の名称等)

第3条 通所リハビリテーションを行なう事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 医療法人社団誠仁会 介護老人保健施設 よいち

(2) 所在地 余市郡余市町山田町201

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 医師 1名（常勤換算で1.0）

(2) 看護師 2名（常勤換算で2.0）

(3) 介護職員 11名（常勤換算で9.8）

(4) 支援相談員 1名（常勤換算で1.0）

利用者及びその家族の各種相談に応じるとともに、苦情を受け付け調整する

(5) 作業療法士 3名（専従2.0兼務1.0）

(6) 言語聴覚士 1名（入所と兼務）

(平成24年12月1日 現在)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(通所リハビリテーションの定員)

第6条 事業所が行なう通所リハビリテーションの定員は40人（2単位）とする。

(但し、土曜日については定員20人1単位)

(通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 利用者に対する通所リハビリテーションサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 医師の指示及び通所リハビリテーションサービス計画に基づく機能訓練
- (2) リハビリテーションの観点から必要とされる事項についての、指導又は説明

2 通所リハビリテーションサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーションサービスが法定代理サービスの時は、通所リハビリテーションサービスの提供について厚生労働大臣が定めた額の割。

3 前項の他、平成11年3月31日 厚生省令第37号第96条第3項の一～五迄の額は次のとおりとする。

一 事業の実施区域以外の地域に居住する利用者に対して行なう送迎費用

当施設より20kmを超えた場合、1kmにつき50円

二 通常の営業時間以外のサービス提供 1時間1000円

三 食材料費 昼食(おやつ含む) 460円

四 おむつ代—別紙に記載

五 日用品費 1回150円 教養娯楽費 1回100円

4 前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、事前に利用者又は家族に対し文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地区)

第8条 通常の事業の実施区域は、当施設より片道20kmの区域とする。

「余市町・仁木町・古平町・赤井川村赤井川地区・小樽市蘭島・忍路・桃内・塩谷地区」

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 通所リハビリテーションサービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規定の概要、事業所従業員の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行ない、サービスの内容等について利用申込者の同意を得る。

(非常災害対策)

第10条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画をたてるとともに、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練に努める。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、従業員の資質の向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後約2週間以内
- 二 継続研修 年約5日
- 三 学会出席 年1回

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団誠仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 15 年 6 月 2 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。